

千葉市文化芸術振興計画

平成 20 年 3 月

千 葉 市

はじめに



文化芸術は、人々の心をつなぎ、日々の暮らしにやすらぎと活力をもたらすとともに、市民の皆様がゆとりと潤いを実感できる豊かな地域社会を実現するうえで、大きな役割を担っております。

特に近年では、地域の文化資源を発見し、連携・協力の仕組みを作り、地域の「文化力」をいかに結集するかが、活力ある社会を構築するために欠かせないものとなっております。

千葉市においても、古来より、豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、人々は穏やかな風土の中で、多彩な文化芸術をはぐくみ、受け継いでまいりました。そして、これまで培われてきた多様な文化を大切に保存・継承するとともに、さまざまな文化芸術活動を通して新たな文化を創造していくことは、今後、本市のまちづくりにとりまして、極めて重要なことであります。

そこで、このたび「個性豊かな新しい千葉文化の創造」の実現のため、文化芸術施策を総合的に推進していく具体的な計画として、「千葉市文化芸術振興計画」を策定しました。

本計画は、文化芸術を取り巻く社会状況や国の動向を踏まえ、本市の文化行政の方向性を示す基本施策を掲げ、各種事業を総合的に推進することとしております。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、市内外の関係団体等との連携・協働のもと、本市の文化振興に積極的に取り組んで参りますので、市民の皆様には、一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました千葉市文化芸術振興計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

平成20年3月

千葉市長 鶴岡 啓一

■ 目 次 ■

第1章 「千葉市文化芸術振興計画」の策定の背景について	1
1. 文化芸術を取り巻く社会状況.....	2
2. 国の動向.....	4
3. 「千葉市文化芸術振興計画」策定の趣旨.....	6
4. 千葉市の状況.....	7
第2章 「千葉市文化芸術振興計画」について	13
1. 計画の位置づけ.....	14
2. 施策の体系.....	15
3. 計画の推進.....	16
第3章 基本施策と今後の取り組み	19
基本施策1 文化芸術をはぐくむまちづくり.....	20
基本施策2 文化芸術に親しむ市民の裾野の拡大.....	24
基本施策3 文化を創造する人材の育成.....	27
基本施策4 創造活動を支える場の確保.....	30
基本施策5 文化芸術活動への支援.....	33
参考資料	37
1. 関連事業.....	38
2. インターネットモニターアンケート調査.....	43
3. 策定経緯.....	55
4. 千葉市文化芸術振興計画策定懇談会設置要綱.....	56
5. 千葉市文化芸術振興計画策定懇談会委員名簿.....	57

第1章 「千葉市文化芸術振興計画」の策定の背景について

1. 文化芸術を取り巻く社会状況

文化芸術は人々の感受性を豊かにし、創造性をはぐくみ、社会や経済に活力をもたらします。本市が活力に満ちあふれ、市民一人ひとりがゆとりと潤いを実感できる生活を実現するために、文化芸術の果たす役割はますます重要となっています。

(1) 地方分権の進展と個性ある地域社会の形成

地方分権は、各地域がその特性を活かして独自の発展を遂げることができるよう、地方自治体の自由度を拡充する仕組みを構築し、元気があり多様な個性ある地域社会の形成を目指すことを理念として進められています。

個性ある地域社会の形成においては、地域に根付いた固有の伝統文化はもとより、新たな創造活動や、多彩な文化芸術活動を活性化することで、地域の個性がさらに磨かれると考えられます。

(2) 文化行政における民間と行政の役割分担の変化

行政改革等による地方自治体のあり方の変化とともに規制緩和が進められ、これまで行政が担っていた分野にも民間が進出するなど、民間と行政の役割分担に変化が見られます。

特に、「指定管理者制度※」が導入されたことに伴い、ホールなどの公立文化施設の管理運営において、民間の新たな発想やノウハウによる、効率的で効果的な事業展開が期待されています。

※指定管理者制度・・・従来、委託先が公共団体等に限定されていた公の施設の管理について、民間事業者などを含めた幅広い団体に委ねることを可能とする制度。

(3) 市民との協働に支えられた文化芸術活動の活性化

民間の非営利活動や文化ボランティアの活動は急速に拡大しており、活動領域は環境保全や福祉、まちづくりなど多様に広がっています。これらの団体は文化芸術分野においても、重要な活動の担い手となっています。

こうした民間による文化芸術活動は、これからの文化芸術の振興において重要な核となっていくと考えられ、これら主体的な活動を促進し、発展させるための支援が、行政に求められています。

(4) 少子高齢化に対応した文化芸術活動の担い手の育成

少子高齢社会において、高齢者は余暇時間の増加とともに、より充実した余暇時間の過ごし方に関心を高め、さまざまな活動に参加しています。また、将来を担う子どもや若者による文化芸術活動を支援することは、文化の継承や新たな文化の創造のため、ますます重要となっています。

今後、団塊の世代が地域社会に戻ることににより、さらに文化芸術活動が活発に行われることが期待できます。多様な経験を生かし、地域における文化の振興において中心的役割を担うことのできる環境づくりを進めるとともに、多様な世代が文化活動へ参加しやすい仕組みづくりが求められています。

(5) 地域社会再生における文化芸術活動の役割の変化

少子高齢化の急速な進展とともに、単身世帯が急速に増加するなど、地域社会に変化が生じています。特に、都市部においては近隣住民とのつながりが希薄になるなど、地域社会の機能が低下しています。

これまで文化芸術活動は、鑑賞活動や発表活動など、施設等の拠点を中心とした個人の趣味や余暇時間の有効活用のひとつとして捉えられていました。しかし、これからの文化芸術活動は、地域の人と人とを結び付け、地域の抱える課題を解決し、地域社会全体を活性化する役割を果たすと期待されています。

(6) 情報化の進展に伴うネットワーク化の重要性の拡大

情報通信技術の発展により、世界中の多様な情報をいつでも簡単に入手できるようになりました。また、インターネットや電子メールなどが生活に定着し、ホームページやブログ※等を使って情報を発信することも可能になり、情報通信技術の普及は、双方向の情報のやり取りを可能にしました。

これらの情報通信技術を活用することにより、市民にとって文化芸術活動がより身近になり、市民と行政との協働による文化芸術振興が図られるよう、文化芸術に関する情報のネットワーク化を進めることが重要です。

※ブログ・・・「ウェブログ（web log）」を略した言葉。個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的な Web サイトの総称を指す。

2. 国の動向

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成 13 年に「文化芸術振興基本法」が施行され、わが国の文化芸術の分野における事業の推進基盤が確立されました。

国においては、この法律に基づき平成 14 年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 1 次基本方針）」、平成 19 年に第 2 次基本方針が定められました。これは、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために政府として策定するもので、おおむね 5 年間を見通した、国の文化芸術振興の基本指針です。

第 1 次基本方針では、文化芸術を振興する意義について、以下のように明記されています。

文化芸術の意義にかんがみると、文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などの文化芸術は、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠のものであり、国民全体の社会的財産と考えられます。

その後、諸情勢の変化や文化芸術施策の進展等をふまえて、第 1 次基本方針が見直され、平成 19 年 2 月に第 2 次基本方針が策定されました。

そこでは、文化振興の今日的意義として、

- ・「文化力」は国の力
- ・文化芸術と経済は密接に関連

を新たに加えています。

また、文化芸術は国民全体の社会的財産であり、一層の振興を図ることにより、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指すことが必要であると明記しています。

なお、文化芸術振興基本法では、地方公共団体の責務について、以下のように明記されています。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3. 「千葉市文化芸術振興計画」策定の趣旨

本市では、平成 13 年の国の文化芸術振興基本法施行に先立ち、平成 11 年 3 月に「千葉市文化振興マスタープラン」（以下「マスタープラン」）を策定しました。

マスタープランでは、「個性豊かな新しい千葉文化の創造」を理念として、文化の担い手である市民はもとより、企業、教育機関、行政が互いに協働して、新しい千葉文化を創造することを目指しています。本市においては、このマスタープランの考え方にに基づき、これまでさまざまな角度から文化芸術振興を進めてきました。

しかし、マスタープランを策定してから年月が経過する中で、「民間と行政の役割分担の見直し」、「公の施設への指定管理者制度の導入」など、自治体のあり方は大きく変化しました。また、「価値観やライフスタイルの多様化」、「心の豊かさの追求」などに伴い、市民の文化芸術に対する要求も高まる傾向にあります。

そこで、このような文化を取り巻く環境の変化を踏まえた文化振興施策を総合的・計画的に推進するため、マスタープランの理念に基づいた具体的な計画である「千葉市文化芸術振興計画」（以下「本計画」）を策定しました。

4. 千葉市の状況

本市の文化芸術振興の現状について、これまで行われた調査の結果や統計資料を参考としたほか、文化団体等へのヒアリングを行い、そこから課題や市民ニーズの抽出を行いました。

【参考とした調査】

- インターネットモニターアンケート（平成 19 年度）
市民モニターを対象に実施した千葉市の文化振興に関するアンケート。
- 千葉市文化芸術振興計画策定に係る基礎調査（平成 18 年度）
「千葉市・大学等共同研究事業」の一環として、東京情報大学と連携して実施した文化に関する各種調査。
- 都市イメージ調査（平成 18 年度）
「シティセールス戦略プラン※」策定の基礎資料として実施した調査。

※シティセールス戦略プラン・・・本市の都市イメージの向上を目指し、本市ならではの魅力を発掘・育成し、戦略的な情報発信を行う取り組みである「シティセールス」を推進するための計画（平成 19 年 10 月策定）。

(1) 多彩な文化芸術活動が行われているが発信が不十分

本市では、市民による、地域を活動拠点とした文化芸術活動が盛んに行われています。また、「ベイサイドジャズ千葉※」など、定着しているイベントをはじめ、地域資源を活用して地域の活性化に取り組む活動など、多彩な文化芸術活動事業が行われています。

※ベイサイドジャズ千葉・・・p.38（参考資料）参照

しかし、調査結果からは、

- 千葉市民としての「誇り」「一体感」が希薄。
- 歴史・文化・名産品などの魅力が少ない「顔の見えにくい都市」。

など、千葉市を特徴付ける活動が少ないことが指摘されています。また、

• 「文化施設の催し物」や「文化施設の場所・利用法」などの情報がほしい。

• 利用者の視点に立ったわかりやすい情報提供方法を検討してほしい。

• 文化芸術活動を行ううえでの支障は「情報が少ない」が上位。

などから、文化芸術活動に関する情報発信が十分とはいえないことが考えられます。

茶華道などの生活に密着した伝統文化については、文化活動として定着しており、多くの人々によって受け継がれています。また、近年では、伝統芸能における若い役者、演奏家の活躍や、学校教育での和楽器演奏の取り組みなど、これまで触れる機会の少なかった日本の伝統文化も身近になってきています。調査結果の、

• 「文化的なまち」のイメージのトップは「歴史があり、伝統文化が受け継がれているまち。」

• 若い人や子どもが伝統芸能に触れるきっかけが必要。

などから、伝統文化の重要性や次代への保存・継承の必要性について、市民の認識は高いことがうかがえます。

(2) 文化施設が市内に多数あり、その有効活用が課題

本市は、人口増や政令指定都市への発展に合わせて、公共文化施設が設けられてきました。また、千葉県の中核都市でもあることから、多様な主体により設置された文化施設も有しています。

文化施設利用者のアンケート調査では、利用者の満足度は高くなっていますが、

• バリアフリーなど、高齢者に配慮した環境整備。

• 文化施設までのアクセスの向上。

など、高齢化に対応した要望がみられます。また、

- 美術館・博物館等への来訪経験者が少なく認知度が低い。
- 各文化施設の専門化や、特徴づけが必要。
- 公立文化施設の役割として、親子向けなど広く親しまれる企画を提供することが重要。

など、若い世代や働き盛り世代が文化施設を利用する機会はそれほど多くないことがうかがえ、施設の魅力向上が要望されています。さらに、

- 廉価で文化施設を利用したい。
- 利便性の向上や間断ない情報提供など民間のノウハウを生かした施設運営。

など、文化施設の柔軟で効率的な運営を要望する意見も見られます。施設整備については、

- （中核的な施設より）身近な施設整備が必要。
- 既存施設に改修等を加え、多様な目的で活用するべき。

など、意見が分かれています。

(3) 少子高齢化がもたらす文化活動への影響

本市の人口は増加傾向にあり、（平成12年～17年人口増加率4.2%：国勢調査）、その年齢構成は、高齢者に比べ、若年人口の割合が高い状況にあります。しかし、区別にみると、人口増加率が最も高い緑区（同10.8%）では年少人口の割合も最も高く、人口が減少した若葉区（同▲1.0%）では老年人口の割合が最も高くなるなど、各区に特徴がみられます。

こうした状況の中、調査結果からは、

• 公民館活動から発足した文化活動団体のなかには、メンバーが固定化し高齢化しているところがある。

• 若い世代、働き盛り世代の参加しやすい文化活動が少ない。

など、文化活動への参加者においては、高齢化が進んでいることもうかがえます。また、

• 文化芸術の発展のためには、学校等で子どもが文化芸術活動を体験できることが重要。

• 文化団体が学校で伝統芸能を教える機会が少ない。

• 伝統芸能を若い人に紹介できる機会が少ない。

などの意見から、子どもや若い世代に対して文化芸術に親しむ機会を増やすことが必要と考えられます。

(4) 県内で最も多くの事業所があり、企業の文化活動への参加促進が課題

事業所・企業統計（平成 18 年度速報：千葉県統計課）によれば、市町村別に県内事業所数を比較すると、千葉市が 27,350 事業所（県全体の 14.5%）と最も多く、船橋市（14,865 事業所：同 7.9%）や松戸市（12,902 事業所：同 6.8%）と比較しても、県全体に占める本市のシェアは高くなっています。

千葉市文化芸術振興計画策定に係る基礎調査では、企業の文化芸術活動への参加状況は 3 分の 1 となっています。

また、回答した事業所の文化芸術活動については、

• 文化活動の取り組み背景は「地域貢献のため」が多い。

• 支援方法は「活動資金援助」が中心。

• 市と連携できると考えている分野は多彩であると考えている。

などとなっており、文化芸術振興における企業との連携の可能性は高いと考えられます。

(5) 文化芸術の一層の発展には市民と行政の協働が重要

本市では、文化芸術イベントの開催を中心に、行政主導から市民主体の活動へと発展しています。調査結果からは、

• 一緒に活動してくれる新たな参加者を増やしたい。

• ボランティア活動に参加したい人が柔軟に参加できるプログラムが必要。

などの意見から、文化芸術活動へ主体的に参加したい人が参加しやすくする仕組みづくりが求められていると考えられます。また、

• 行政と活動団体の意見交換の場が必要。

• 文化団体が文化振興に役に立てる場を設けてほしい。

• 補助金配分には目的、効果、妥当性等を考慮する必要がある。

など、市民と行政の協働体制整備や行政支援に関する要望も見られ、これまでの文化施策を継続するだけでなく、市民との協働を推進するための新たな取り組みが求められていると考えられます。

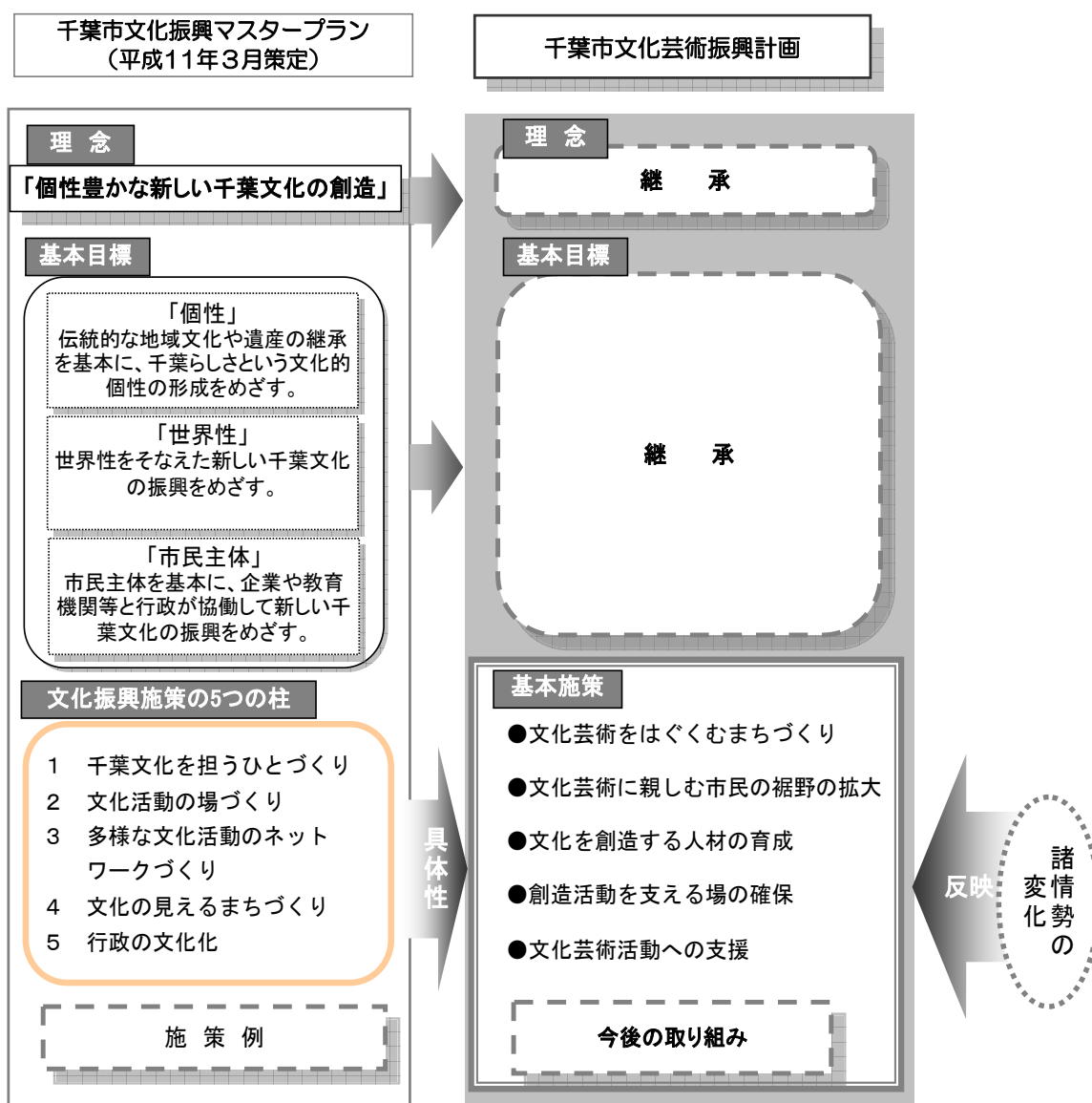
第2章 「千葉市文化芸術振興計画」について

1. 計画の位置づけ

(1) 基本的な考え方

マスタープランは、長期的な視野に立って、本市の文化振興の理念と目標、施策の方向性を定めたものです。

本計画では、マスタープランの理念のもと、その目標を達成するために、より具体的な施策と今後の取り組みを掲げています。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、本市の市政運営の指針である「新総合ビジョン」に基づき策定された、中長期的な都市づくりの基本的方向性を示す「ちば・ビジョン 21」の計画期間に合わせ、平成 20 年度から「ちばビジョン 21」の終了年度である平成 27 年度までの 8 年間とします。

なお、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や施策の進行状況等を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

2. 施策の体系

3つの基本目標を達成するための5つの柱をさらに具体化した「5つの基本施策」により施策を体系化し、「個性豊かな新しい千葉文化の創造」に取り組みます。

基本施策 1 文化芸術をはぐくむまちづくり

日常の生活の中で文化を感じ、豊かで潤いのある市民の生活を実現するために、文化芸術活動をまちづくりに活かしていきます。また、文化芸術によりまち全体の魅力を高め、文化芸術をはぐくむまちづくりを進めます。

基本施策 2 文化芸術に親しむ市民の裾野の拡大

文化芸術を多くの市民が享受できるよう、身近なところで優れた文化芸術を鑑賞する機会や、文化芸術を体験する場の充実を図り、文化芸術に親しむ市民の裾野を拡大します。

基本施策 3 文化を創造する人材の育成

文化芸術活動を通して、次代を担う子どもたちの感性や創造性をはぐくむとともに、文化を発信できる芸術家の発掘・育成を推進し、文化を創造する人材の育成に取り組みます。

基本施策 4 創造活動を支える場の確保

市民の文化芸術活動の多様化や活動場所に対するニーズへ対応するため、公共施設の活用のほか、多様な活動の場の開拓に努め、創造活動を支える場を確保していきます。

基本施策5 文化芸術活動への支援

市民が主体的な力を存分に発揮し、より発展的な活動となるよう、市民との新しい協働体制の確立や情報提供の充実に努めるとともに、多様な主体との連携を図り、文化活動への効果的な支援を推進します。

3. 計画の推進

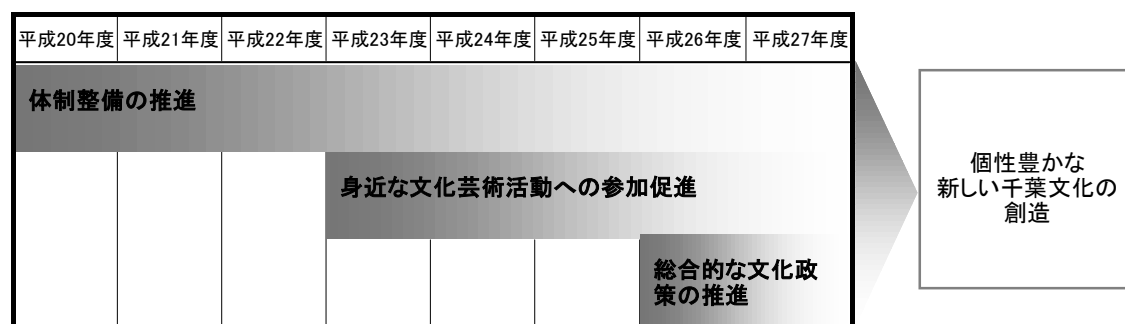
(1) 施策推進の考え方

本計画を着実に推進していくため、年次計画を立てて推進していきます。また、施策の実施にあたっては、推進体制を強化することで、横断的な施策の展開についても実効性を確保していきます。

なお、各施策の実施時期については、計画期間の8年間で3つに区切り、各期間において実践する施策の内容を想定しています。

当初のおおむね3年間で「体制整備の推進」、次の3年間で「身近な文化芸術活動への参加促進」、最後の2年間で「総合的な文化政策の展開」に重点を置くこととし、「千葉市シティセールス戦略プラン」などの施策と連携を図りながら、それぞれ具体的事業を展開していきます。

【年度計画】



(2) 今後の取り組みと重点項目の設定

5つの基本施策は「今後の取り組み」により展開していきます。そのうち、早期に実現させるべき施策については、当初3年間の「重点項目」に位置づけて推進することとします。本計画では、主に体制整備の推進に関連する18の施策を重点項目に掲げました。

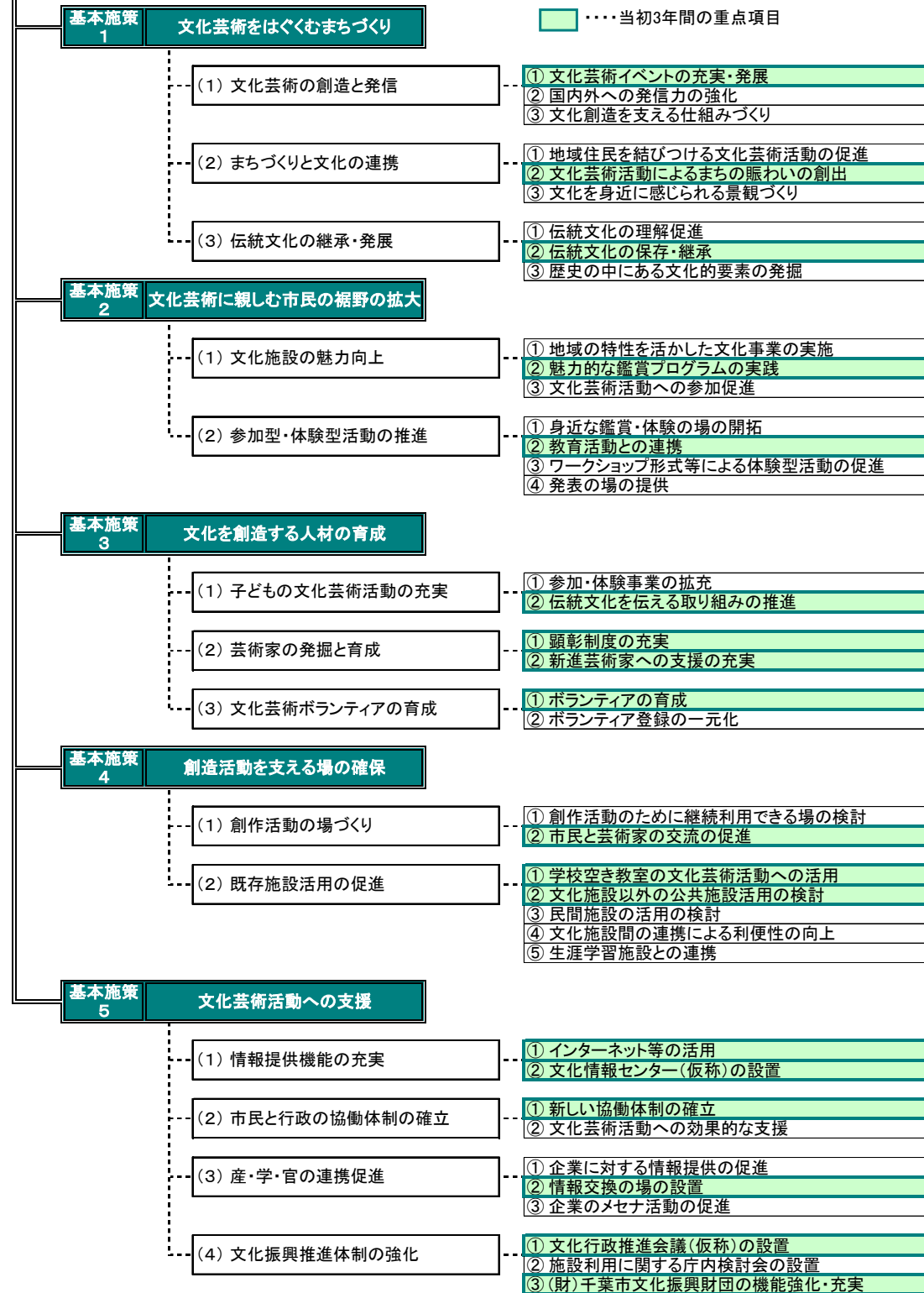
■ 施策の体系図

理念：個性豊かな新しい千葉文化の創造

基本目標：個性…伝統的な地域文化や遺産の継承を基本に、千葉らしさという文化的個性の形成をめざす。

世界性：…世界性をそなえた新しい千葉文化の振興をめざす。

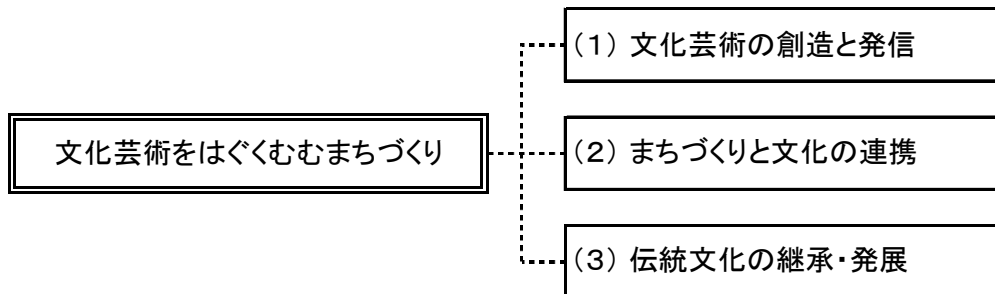
市民主体：…市民主体を基本に、企業や教育機関等と行政が協働して新しい千葉文化の振興をめざす。



第3章 基本施策と今後の取り組み

基本施策 1 文化芸術をはぐくむまちづくり

■ 施策の体系



(1) 文化芸術の創造と発信

■ 基本的な施策の方向

- これまで培われてきた文化芸術活動をさらに充実・発展させ、新たな「千葉文化」として国内外に積極的に発信していきます。
- 市民参加を促進し、文化芸術活動を通じた市民の交流の場を広げ、文化芸術を身近に感じられるまちづくりを進めます。
- 文化芸術の創造と機会を充実するため、文化芸術創造を支える仕組みを作り、千葉市の魅力を高めます。

■ 今後の取り組み

① 文化芸術イベントの充実・発展

「バイサイドジャズ千葉」、「市民芸術祭」など長期にわたり継続している文化芸術イベントについては、新たな参加者を増やすことができるよう、企画内容を工夫します。また、観客・聴衆として参加するだけでなく、イベントを企画、運営する側へ参加できるような仕組みづくりに取り組み、市民主体の文化芸術活動の核となるように支援していきます。

② 国内外への発信力の強化

国内外に対しての発信力を高めるため、各種メディアなど、広報媒体の活用による効果的なPR方法を検討します。これにより、参加者や市外からの来訪者の増加を図り、各々のイベントが新たな「千葉文化」として本市を特徴付けるような活動となるよう、発展させていきます。

③ 文化創造を支える仕組みづくり

多くの市民が文化芸術に触れ、新たな文化の創造へと発展するよう、文化芸術イベントへの参加者の意見を反映させ、次の活動に活かせるような仕組みづくりに取り組みます。

(2) まちづくりと文化の連携

■ 基本的な施策の方向

- 文化芸術活動を通して、地域住民の相互理解や交流を促進します。
- 文化芸術の持つ魅力や力を、地域経済や観光などまちづくりに広く活かし、多くの人が訪れる、賑わいのあるまちづくりを進めます。
- 文化を身近に感じられる景観づくりを支援します。

■ 今後の取り組み

① 地域住民を結びつける文化芸術活動の促進

新たな地域住民のつながりを作り出し、顔の見える地域、安心して暮らせる地域づくりを推進するため、各区の区民祭りで行われている地域住民によるコンサートや絵画展など、地域で行われる文化芸術活動を促進します。

② 文化芸術活動によるまちの賑わいの創出

多くの人が訪れる賑わいあるまちづくりを推進するため、商店街の活性化など経済分野においても文化芸術活動を重要な要素と位置づけ、積極的に取り入れていきます。

③ 文化を身近に感じられる景観づくり

「都市景観市民フェスタ」における「パラソルギャラリー※」といった、市民が文化的表現を身近に楽しめるような事業を推進し、文化的なライフスタイルを表現できる場所として、まち全体を活用します。これにより、市民が日常の中で文化を感じ、楽しめるような景観※づくりへの支援を推進していきます。

※パラソルギャラリー・・・p.38（参考資料）参照

※景観・・・目に見えるまちの姿だけではなく、その背後にある地域の歴史や人々の生活など、地域の文化が目に見える形をとって現れているもの。

(3) 伝統文化の継承・発展

■ 基本的な施策の方向

- 伝統文化について関心を高め、理解を深める活動を推進します。
- 伝統文化を次代に伝えていくため、地域文化財※の掘り起こしと保護に努め、各区に根付いた独自の文化を掘り起こし、まちの記憶が息づく地域文化を創造します。

※地域文化財・・・地域の方々によって守られてきた民俗芸能や民俗資料など、地域を知る上で必要な、市民生活と密接な関係にある文化財。

■ 今後の取り組み

① 伝統文化の理解促進

茶華道など、文化活動として定着している生活に密着した伝統文化はもとより、これまで触れる機会の少なかった日本の伝統文化も身近なものと感じられるよう、伝統文化の普及と理解の促進を図ります。

② 伝統文化の保存・継承

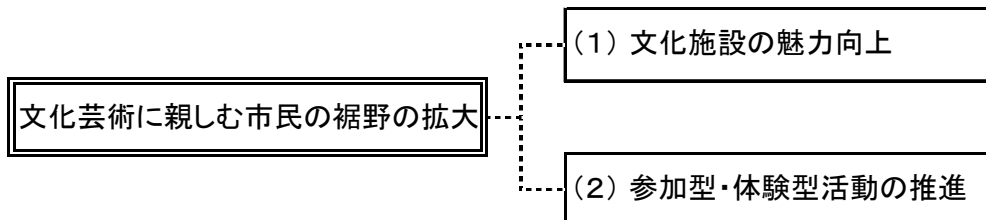
少子化が進行し、地域に伝わる伝統芸能の担い手の育成も難しい状況にあるなか、担い手が途絶え失われてしまうことのないよう、本市の伝統芸能等を後世に伝えるため、保存・継承を進めていきます。

③ 歴史の中にある文化的要素の発掘

主に歴史遺産として捉えられている史跡や歴史的建造物などから文化的側面を取り上げ、埋もれている文化資源を掘り起こしていきます。また、民話、小説の舞台となった場所など、地域の文化的要素の発掘を行っていきます。

基本施策２ 文化芸術に親しむ市民の裾野の拡大

■ 施策の体系



(1) 文化施設の魅力向上

■ 基本的な施策の方向

- 地域特性に合わせて、市民が表現する場だけでなく、コミュニケーションする場、学ぶ場としての機能を充実し、たくさんの市民に親しまれる文化施設を目指します。
- 多くの市民に豊富な鑑賞機会の提供ができるよう、文化施設の機能の強化を進めます。

■ 今後の取り組み

① 地域の特性を活かした文化事業の実施

優れた芸術の鑑賞や、文化活動を通じた市民のコミュニケーションの場として設置された多数の文化施設が、個性ある文化施設となるよう、それぞれの文化施設の立地や周辺住民など地域の特性、施設の規模や機能の特性を踏まえた事業の実施に努めます。

② 魅力的な鑑賞プログラムの実践

普段、鑑賞の機会の少ない芸術分野に重点を置くなど、他の地域に住んでいる人とは違う経験や知識を持っていると感じられるような、魅力的な鑑賞プログラムの提供を検討していきます。

③ 文化芸術活動への参加促進

施設のバリアフリーを進めるなど、高齢者や障害者が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりに努めます。また、親子や子ども、働き盛り世代向け事業など、これまで文化施設に赴く機会の少なかった市民が参加できる催し等を行い、文化芸術活動に親しむ市民の拡大を図ります。

(2) 参加型・体験型活動の推進

■ 基本的な施策の方向

- 市民がより身近なところで文化芸術活動に参加できる機会を開拓します。
- ワークショップや市民自らが舞台に立つ活動など、豊富な体験活動を提供していきます。

■ 今後の取り組み

① 身近な鑑賞・体験の場の開拓

これまで文化芸術活動に関心のなかった人や、文化施設に行ったことのない人にも身近な鑑賞・体験の場を開拓するため、文化施設から積極的に働きかける活動として、アウトリーチ活動※を推進します。

※アウトリーチ活動・・・「手を伸ばすこと」を意味し、文化活動においては芸術家を学校や施設などに派遣し、ワークショップやミニコンサートを行うことを指す。

② 教育活動との連携

子どもたちが文化芸術活動に親しめるよう、教育活動における文化芸術活動を、文化施設と協力して行うことのできる体制づくりを進めます。また、将来の文化芸術活動の担い手を育てるため、舞台を使った活動など、施設の特性を活かした体験活動の提供に努めます。

③ ワークショップ形式等による体験型活動の促進

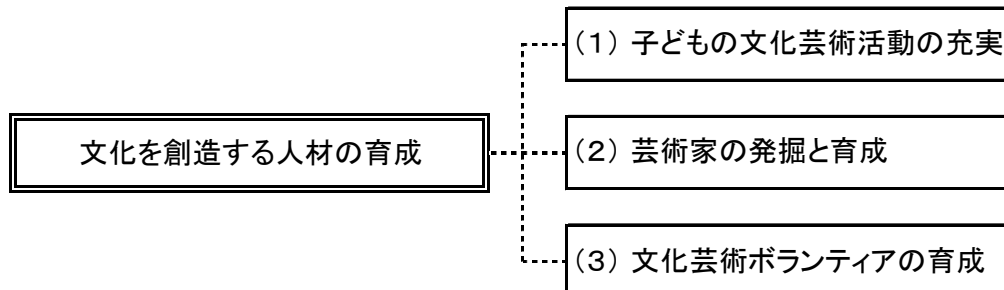
芸術に対する理解を深め、身近に感じることができるよう、市民を対象にしたワークショップや子どもを対象としたクリニックのような体験型プログラムをさらに充実します。

④ 発表の場の提供

市民の文化芸術活動に対する意欲を高め、さらに活性化するため、アマチュア演奏家、アマチュアオーケストラなどの発表の場を新たに創設し、発表の場を充実します。

基本施策3 文化を創造する人材の育成

■ 施策の体系



(1) 子どもの文化芸術活動の充実

■ 基本的な施策の方向

- 文化芸術振興の将来を担う子どもたちに対して、伝統文化や文化芸術に身近に触れる機会を充実します。
- 学校の文化芸術活動を地域ぐるみで支援します。

■ 今後の取り組み

① 参加・体験事業の拡充

子どもの持つ優れた感性を伸ばし、豊かな創造性をはぐくむため、本物の演奏や公演、多様な分野の芸術家を招いた体験講座の実施など、学校教育と連携して、子どもたちに、文化を学び、芸術に触れる機会を提供していきます。また、これらの活動を推進するため、アウトリーチ事業に取り組みます。

② 伝統文化を伝える取り組みの推進

子どもたちの伝統文化に対する関心を高めるため、学校や地域で活動している団体等の協力を得て、民俗芸能、茶道、華道、舞踊、邦楽など伝統文化に関する体験、学習を行うことができる仕組みづくりに取り組みます。

(2) 芸術家の発掘と育成

■ 基本的な施策の方向

- 千葉市から芸術家を輩出し、芸術家が継続的に活動できる環境づくりを進めます。

■ 今後の取り組み

① 顕彰制度の充実

将来が期待されている若手芸術家を支援するため、「千葉市芸術文化新人賞」を充実させるとともに、新たな顕彰制度についても検討していきます。

② 新進芸術家への支援の充実

顕彰制度の充実と合わせて、新進芸術家が継続的に市内で活動し、認知度が高まるような場を設けます。また、将来的には、本市から多くの芸術家を発掘し、発信することを目指します。

(3) 文化芸術ボランティアの育成

■ 基本的な施策の方向

- 市民との協働体制の基礎となるボランティア活動を推進するため、文化芸術ボランティア※の育成と活動に役立つ情報提供に努め、自立的・継続的な活動を支援する環境整備を行います。

※文化芸術ボランティア・・・美術館等での展示解説や教育普及事業、文化イベントの運営支援など、文化芸術活動に対し協力するボランティアを指す。

■ 今後の取り組み

① ボランティアの育成

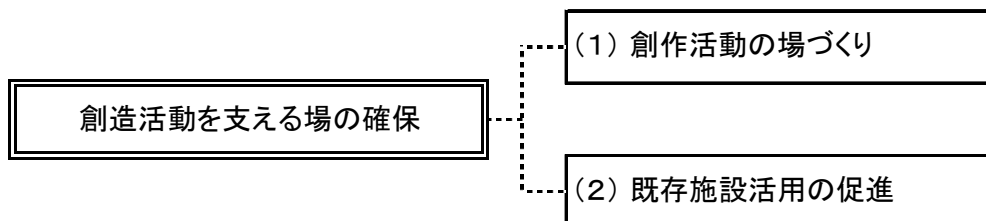
文化芸術活動を側面から支えるボランティアの育成を推進します。また、単なる協力者としての位置づけでなく、活動の企画や運営を担うことのできる人材の育成を視野に入れた講座の開設等も検討していきます。

② ボランティア登録の一元化

活動に関する情報提供の共有化を進め、ボランティア活動を効果的に行うことができるよう、活動の分野、形態などにより複数にわたって設けられているボランティア育成講座や登録制度の一元化を図ります。

基本施策4 創造活動を支える場の確保

■ 施策の体系



(1) 創作活動の場づくり

■ 基本的な施策の方向

- 公共文化施設だけでなく他の公共施設も視野に入れながら、継続的に活動できる場や、新しい活動に対応できる場の提供を検討し、創造活動を支援します。

■ 今後の取り組み

① 創作活動のために継続利用できる場の検討

既存の文化施設を中心に、市民が創作活動のために利用できる場や、練習の場を提供することで、各文化施設において創作活動を支援する体制作りを進めていきます。

② 市民と芸術家の交流の促進

アーティストインレジデンス※として活用できる場を検討するとともに、芸術家同士や、芸術家と市民が交流できるような場所としての利用を促進します。

※アーティストインレジデンス・・・芸術家がある期間滞在して自由に創作できる施設、およびそのシステムを指す。これにより地域住民と芸術家の交流が生まれ、地域文化の活性化が期待できる。

(2) 既存施設活用の促進

■ 基本的な施策の方向

- 既存の文化施設の利用方法の見直しや、新たな活動の場の拡大に取り組み、市民の新たな利用ニーズに対応した、活動しやすい仕組みづくりを進めます。

■ 今後の取り組み

① 学校空き教室の文化芸術活動への活用

現在、子どもルームなど福祉目的を中心として活用が進められている学校の空き教室を、学校の統廃合など今後の状況を踏まえながら、文化芸術活動にも利用を拡大し、市民の活動の場の確保に努めます。

② 文化施設以外の公共施設活用の検討

ホールや美術館といった従来の文化施設にとらわれず、道路や公園等の公共的空間、既存の建物を活用するなど、新たな文化芸術活動の場の確保を検討します。

③ 民間施設の活用の検討

文化芸術活動の場を、商店街の空き店舗など民間施設にも広く求め、情報収集等を進めていきます。

④ 文化施設間の連携による利便性の向上

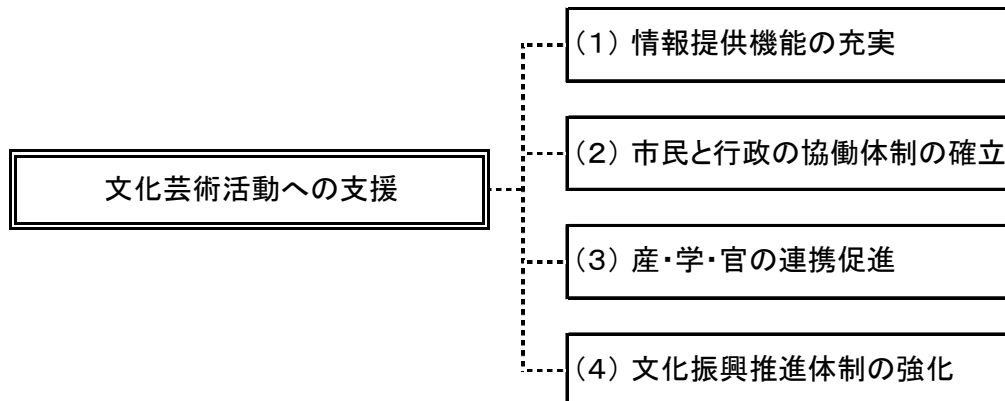
公共文化施設の管理運営を行っている団体同士の連携を図り、施設ごとの特性を活かしながら、利用方法の改善を検討していきます。これにより、市民の幅広い利用ニーズに対応し、新たな創造活動を支援します。

⑤ 生涯学習施設との連携

図書館や生涯学習センターにおいて文化芸術活動に必要な情報を得ることができるよう、情報提供の充実・発展に努めます。また、情報収集だけでなく、アドバイス機能を充実させ、市民の文化芸術活動への参加と活動の促進を支える施設となることを目指します。

基本施策5 文化芸術活動への支援

■ 施策の体系



(1) 情報提供機能の充実

■ 基本的な施策の方向

- 地域の文化施設や市民の文化活動など、文化芸術活動に関する情報を市民が入手しやすいよう、情報提供機能を充実します。

■ 今後の取り組み

① インターネット等の活用

これまで、紙媒体が中心だった文化芸術に関する情報が一か所で得られるように、文化施設の指定管理者等とも連携し、ホームページ機能のさらなる充実を図ります。また、メールマガジンによる最新の文化情報の発信や、市民同士が情報や意見を交換できる環境づくりを検討します。

② 文化情報センター（仮称）の設置

市民が気軽に文化芸術公演を鑑賞し、楽しむことができるよう、文化公演の情報収集や、チケットの購入などができる「文化情報センター（仮称）」の設置を検討します。

(2) 市民と行政の協働体制の確立

■ 基本的な施策の方向

- 地域での自主的な活動を一層促進するため、市民と行政の新たな協働体制づくりを進めます。
- 文化芸術活動の更なる発展のため、各種助成事業の新たな展開を図り、支援方法等の検討を進めます。

■ 今後の取り組み

① 新しい協働体制の確立

既存の文化団体を核としながら、さまざまな文化団体が連携できる新たな仕組みや、文化芸術懇話会（仮称）の設置など、文化芸術活動を市民と行政が協働で推進できる新たな体制づくりを進めます。

② 文化芸術活動への効果的な支援

市民の行う文化芸術活動の促進と、文化団体や NPO の発展に寄与するよう、これまでの支援方法にとどまらない、効果的な支援方法を検討します。

(3) 産・学・官の連携促進

■ 基本的な施策の方向

- 企業や大学との交流や、県、近隣自治体との連携を促進し、それぞれの持つ資源や知識、ノウハウを文化振興に活かしていきます。

■ 今後の取り組み

① 企業に対する情報提供の促進

地元企業に対して、文化芸術支援に関する情報提供に努め、若い世代や働き盛り世代が、文化芸術活動に参加できるような環境づくりを推進します。

② 情報交換の場の設置

文化芸術活動に関する各種団体との情報交換の場として、庁内の各所管局が設置している組織を活用するほか、県や近隣自治体との交流を促進する新たな仕組みづくりを検討します。

③ 企業のメセナ活動等の促進

企業の文化的なメセナ活動※を促進するため、表彰制度の創設などを検討します。

※メセナ活動・・・企業が社会貢献活動の一つとして行う文化活動あるいは文化支援活動のこと。

(4) 文化振興推進体制の強化

■ 基本的な施策の方向

➤ 文化芸術振興に関して、総合的に推進できる体制づくりを進めます。

■ 今後の取り組み

① 文化行政推進会議（仮称）の設置

各担当部署で独自に取り組んできた文化関連事業を、文化行政推進会議（仮称）を立ち上げ、部署間の連携を図るとともに、事業の評価の検討なども含めた、市全体の文化芸術振興を推進していきます。

② 施設利用に関する庁内検討会の設置

市民の立場に立った施設利用の利便性の向上を図るため、担当部署ごとに分かれている施設運営について、横断的な検討会を設置します。

③ 財団法人千葉市文化振興財団の機能強化・充実

文化芸術事業を展開し、市民や企業、各種団体との協働体制を構築する機関として財団法人千葉市文化振興財団を位置づけ、千葉文化の創造、発信の拠点機能を強化するとともに、各館における事業の充実を図ります。

参考資料

1. 関連事業

※以下は、基本施策に関連する平成 19 年度の主な関連事業です。

基本施策 1 文化芸術をはぐくむまちづくり

(1) 文化芸術の創造と発信

事業名	事業概要	担当課
沖縄文化フェスティバル in 千葉	市民参加による沖縄音楽のワークショップ及びコンサート。	文化振興課
東京フィルハーモニー交響楽団提携事業	東京フィルハーモニー交響楽団と提携し、年 4 回の定期演奏会や無料のコンサート等を実施する。	文化振興課
市民芸術祭	千葉市文化連盟が、市内文化施設において行う茶華道、文芸、音楽、伝統芸能、演劇、美術などの活動に対して支援を行う。	文化振興課
ベイサイドジャズ千葉	ジャズを中心とした音楽文化の振興と街の活性化のため、ジャズストリートやコンサートを開催する。	文化振興課
大道芸フェスティバル in ちば（ちば大道芸の日）	毎月 1 回（第 4 日曜日）、中心市街地において、大道芸人によるパフォーマンスを楽しむイベントを開催する。	観光コンベンション課

(2) まちづくりと文化の連携

事業名	事業概要	担当課
千葉アートネットワーク・プロジェクト（千葉大学との連携事業）	大学、美術館、商店街などの多岐にわたる様々な分野の団体が連携して、アーティストと市民が「アートと千葉の新たな結びつき」をともに模索していくプロジェクト。	経済振興課 まちづくり推進課 文化振興課
都市景観市民フェスタ（パラソルギャラリー）	千葉駅前中央公園プロムナード（駅前大通り）にパラソルを並べ、「市民ギャラリー」として開放する。	都市計画課
区民まつり	各区において、区内の各種団体の代表者等からなる実行委員会により実施される区民のまつり。	区政課 各区地域振興課

ベイサイドジャズ 千葉(再掲)	ジャズを中心とした音楽文化の振興と街の活性化のため、ジャズストリートやコンサートを開催する。	文化振興課
市民芸術祭(再掲)	千葉市文化連盟が、市内文化施設において行う茶華道、文芸、音楽、伝統芸能、演劇、美術などの活動に対して支援を行う。	文化振興課

(3) 伝統文化の継承・発展

事業名	事業概要	担当課
郷土芸能発表会	神楽・囃子等市内に伝わる郷土芸能の発表会。	教育委員会生涯学習振興課
ふるさと教室	次代に郷土芸能を伝えるため、子どもたちを対象とした教室を開催する。	教育委員会生涯学習振興課
郷土芸能の後継者養成	郷土芸能保存協会に属する団体が神楽等の後継者を養成する。	教育委員会生涯学習振興課

基本施策2 文化芸術に親しむ市民の裾野の拡大

(1) 文化施設の魅力向上

事業名	事業概要	担当課
舞台芸術鑑賞事業	優れた音楽、演劇等の鑑賞機会を定期的に提供することと千葉市ゆかりの若手芸術家の育成、支援を目的として、舞台芸術公演を実施する。	文化振興課
美術館展示	優れた美術品の鑑賞機会を多くの市民に提供するため、社会情勢等に沿ったテーマを設定し、それに基づいた展示を行う。	文化振興課
美術品の収集	美術館において、浮世絵、郷土作家の作品を中心とした美術品の収集を行う。	文化振興課
指定管理者制度による施設の効率的運用	文化施設管理運営において指定管理者制度を導入し、施設の効率的・合理的運営を図る。	文化振興課
ミュージアムトライアングル連携事業	郷土博物館、科学館、市美術館の3つのミュージアムが連携し、ネットワークを強化することで、文化に触れやすく楽しめる環境づくりを推進する。	教育委員会生涯学習振興課 文化振興課

(2) 参加型・体験型活動の推進

事業名	事業概要	担当課
青少年ミュージカル	青少年の参加による創作ミュージカルの公演（隔年実施）。	文化振興課
市民オペラ	市民団体が主体となり、公募による出演者とともにオペラ公演を実施し、市民に鑑賞機会を提供する（隔年実施）。	文化振興課
市民による第九演奏会	市民団体が主体となり、公募による出演者とともに第九演奏会を開催し、市民に鑑賞機会を提供する（3年ごとに実施）。	文化振興課
ちば民謡の調べ	市民参加による民謡のワークショップ及びコンサート。	文化振興課
ふれあい音楽クリニック	市内小中学生を対象に、学校等において、プロの音楽家による演奏指導を行った後、プロとのジョイントコンサートにて成果を発表する。	文化振興課
ジャズヴォーカル講座	プロのジャズシンガーを招いてワークショップを行い、受講生は「ベイサイドジャズ千葉」に参加して成果を発表する。	文化振興課
美術館講座	美術館のコレクションについての理解を深め、美術館をより楽しむための講座（年に10回開催）。	文化振興課
市民文化大学	市民の高い学習意欲に対応した専門的、体系的な講座（世界史、芸術文化など）を実施する。	文化振興課

基本施策3 文化を創造する人材の育成

(1) 子どもの文化芸術活動の充実

事業名	事業概要	担当課
小・中学校音楽鑑賞教室	小・中学校の体育館等において、プロのオーケストラの演奏会等を実施する。	教育委員会指導課
小・中学生のためのオーケストラコンサート	市内のホールにおいて、小・中学生のためのオーケストラコンサートを実施する。	教育委員会指導課
青少年ミュージカル（再掲）	青少年の参加による創作ミュージカルの公演（隔年実施）。	文化振興課

ふれあい音楽 クリニック（再掲）	市内の小中学生を対象に、学校等において、プロの音楽家による演奏指導を行った後、プロとのジョイントコンサートにて成果を発表する。	文化振興課
---------------------	---	-------

(2) 芸術家の発掘と育成

事業名	事業概要	担当課
芸術文化新人賞	選考委員会を経て選ばれた千葉市にゆかりのある新進芸術家を表彰する。	文化振興課
アーティストバンク	芸術家の活動支援と市民への鑑賞機会提供を目的に、千葉市にゆかりのある舞台芸術家等を登録・紹介する制度。	文化振興課
舞台芸術鑑賞事業 （再掲）	優れた音楽、演劇等の鑑賞機会を定期的に提供することと千葉市ゆかりの若手芸術家の育成、支援を目的として、舞台芸術公演を実施する。	文化振興課

(3) 文化芸術ボランティアの育成

事業名	事業概要	担当課
舞台セミナー	文化ホールの舞台を活用して、照明、舞台技術などの理解と習得のために実施するセミナー。	文化振興課
美術館ボランティア	美術館の展示美術品について講習を受けた市民が、来館者に作品の解説等を行う。	文化振興課
施設ボランティア 養成講座	美術館や生涯学習センターで活動するボランティアを養成する講座を生涯学習センターにて実施する。	教育委員会生涯学習振興課
千葉市文化振興財団 ボランティア登録制度	千葉市文化振興財団主催のイベント運営にボランティアで協力する市民の登録制度。	文化振興課
ちば生涯学習ボラン ティアセンター	生涯学習センターにおいて、様々な分野の知識や技能をボランティアで役立てたい人の登録・斡旋を行う。	教育委員会生涯学習振興課
千葉市ボランティア ズカフェ	ボランティア活動全般に関する情報提供窓口。	市民総務課

基本施策 4 創造活動を支える場の確保

(2) 既存施設活用の促進

事業名	事業概要	担当課
学校空き教室の有効利用	小・中学校の空き教室を有効的に活用するため、利用調整を図る。	政策調整課 教育委員会 企画課

基本施策 5 文化芸術活動への支援

(1) 情報提供機能の充実

事業名	事業概要	担当課
文化情報誌「あでは」刊行事業	文化に関する総合的な月刊情報誌「あでは」を市内公共施設等において配布する。	文化振興課
文化施設情報紙「Hall Now」等の発行	千葉市文化振興財団の管理する各施設が、公演情報等の情報紙を毎月発行する。	文化振興課
千葉市文化振興財団の公演情報紙「Stage」の発行	千葉市文化振興財団の主催するイベントを紹介するちらしを発行する。	文化振興課

(2) 市民と行政の協働体制の確立

事業名	事業概要	担当課
芸術文化団体育成事業	文化団体の育成のため、会場の確保、広報、補助金の交付などの各種支援を行う。	文化振興課

(3) 産・学・官の連携促進

事業名	事業概要	担当課
千葉市・大学連絡会議	市内の大学及び短期大学と、本市の課題等について広く意見・情報交換を行う。	政策調整課

2. インターネットモニターアンケート調査

(4) 調査の概要

① 調査名

「千葉市の文化振興について」

② 調査の目的

この調査は、千葉市文化芸術振興計画策定に向けて、市民の文化芸術に対する要望等を把握し、計画策定の資料とすることを目的とする。

③ 調査期間

平成 19 年 12 月 3 日午前 9 時から 10 日午前 9 時 まで

④ 対象モニター数

平成 19 年 11 月 24 日 0:00 現在

登録者 675 人

【登録者数内訳】

男女別	男	340 人	50.4%
	女	335 人	49.6%

年代別	15～19 歳	6 人	0.9%
	20～29 歳	49 人	7.3%
	30～39 歳	223 人	33.0%
	40～49 歳	152 人	22.5%
	50～59 歳	68 人	10.1%
	60 歳以上	177 人	26.2%

居住区別	中央区	146 人	21.6%
	花見川区	117 人	17.3%
	稲毛区	110 人	16.3%
	若葉区	104 人	15.4%
	緑区	67 人	9.9%
	美浜区	131 人	19.4%

職業別	農・林・漁業	0 人	0.0%
	自営業	45 人	6.7%
	会社員	189 人	28.0%
	公務員 (千葉県職員を除く)	22 人	3.3%
	千葉県職員	17 人	2.5%
	団体職員	18 人	2.7%
	主婦	247 人	36.6%
	学生	12 人	1.8%
	無職	125 人	18.5%

⑤ 調査回答モニター数

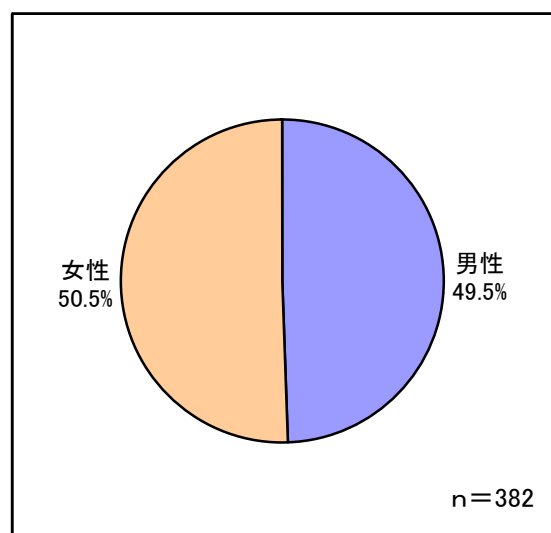
382 人（回答率 56.6%）

(5) 調査結果

○回答者の性別

図表 1 回答者の性別

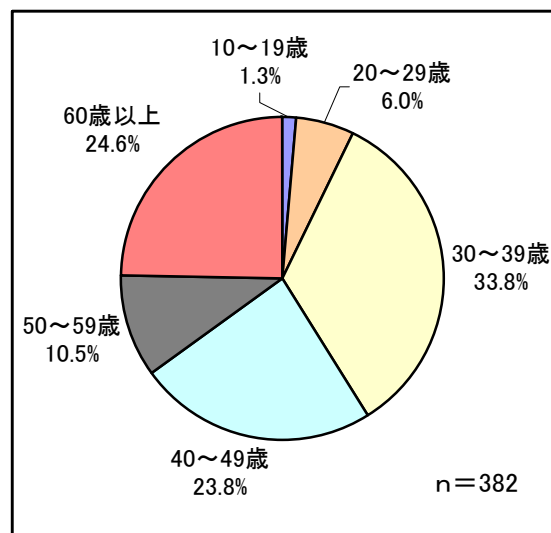
回答者の性別は、「男性」は 49.5%、「女性」は 50.5%となり、男女ともほぼ半数ずつとなった。



○回答者の年代

図表 2 回答者の年代

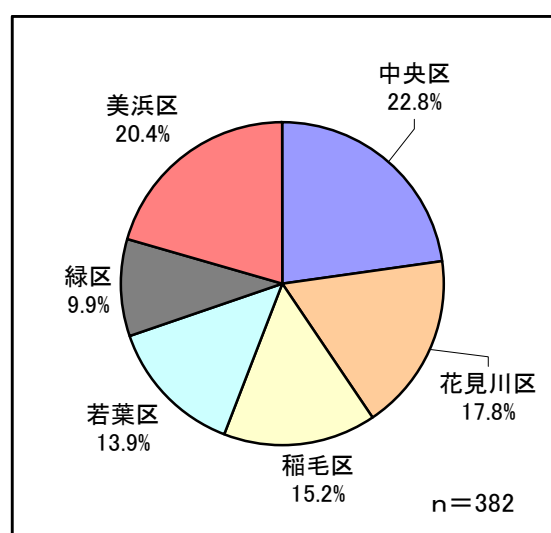
回答者の年代は、「30～39 歳」の割合が 33.8%と最も高く、次いで「60歳以上」（24.6%）、「40～49 歳」（23.8%）、「50～59 歳」（10.5%）などとなった。



○回答者の居住区

図表 3 回答者の居住区

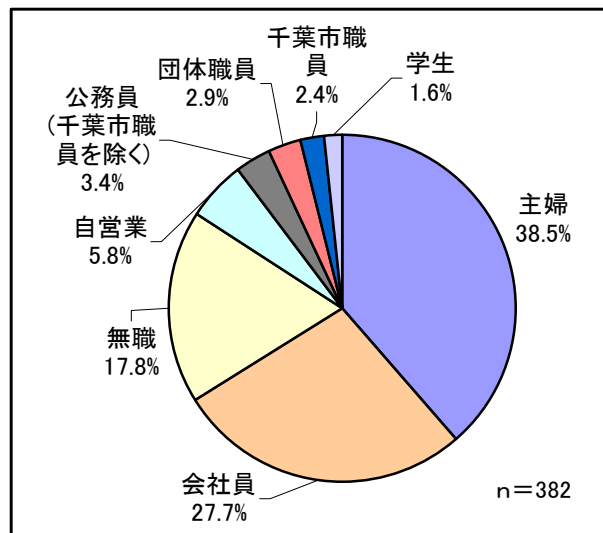
回答者の居住区は、「中央区」の割合が 22.8%と最も高く、次いで「美浜区」（20.4%）、「花見川区」17.8%、「稲毛区」15.2%などとなった。



○回答者の職業

回答者の職業は、「主婦」の割合が38.5%と最も高く、次いで「会社員」（27.7%）、「無職」（17.8%）、「自営業」（5.8%）などとなった。

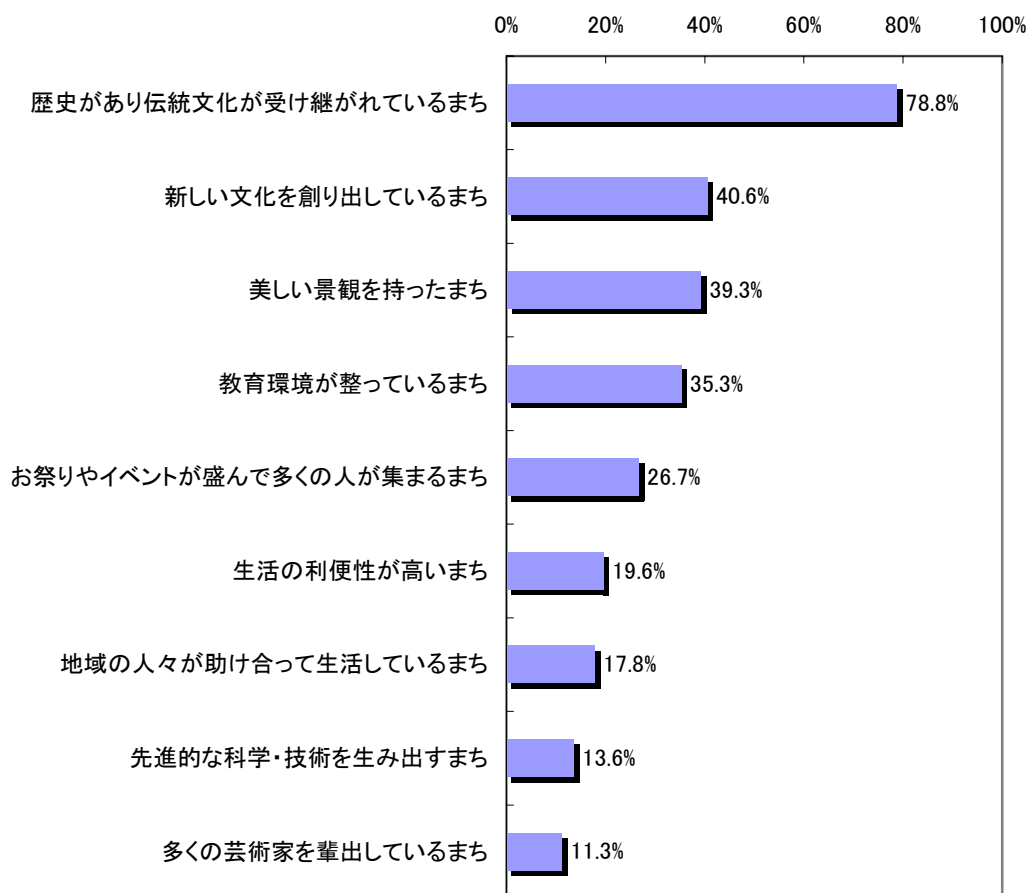
図表 4 回答者の職業



Q1 「文化的なまち」という言葉からどのようなまちをイメージしますか（3つまで選んでください）。

「文化的なまち」のイメージを尋ねたところ、「歴史があり伝統文化が受け継がれているまち」が最も割合が高く、78.8%と回答が集中した。次いで、「新しい文化を創り出しているまち」（40.6%）、「美しい景観を持ったまち」（39.3%）、「教育環境が整っているまち」（35.3%）などとなった。「多くの芸術家を輩出しているまち」（11.3%）や「先進的な科学・技術を生み出すまち」（13.6%）は、他の選択肢と比較して割合が低かった。

図表 5 「文化的なまち」のイメージ (n=382)

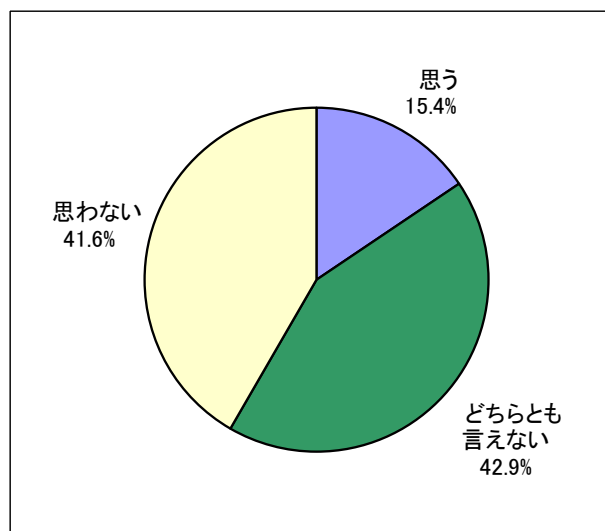


Q2 千葉市は「文化的なまち」だと思いますか。

図表 6 千葉市は文化的なまちか (n=382)

千葉市を「文化的なまち」だと思うか尋ねたところ、「どちらともいえない」(42.9%)と「思わない」(41.6%)が、どちらもほぼ4割となった。

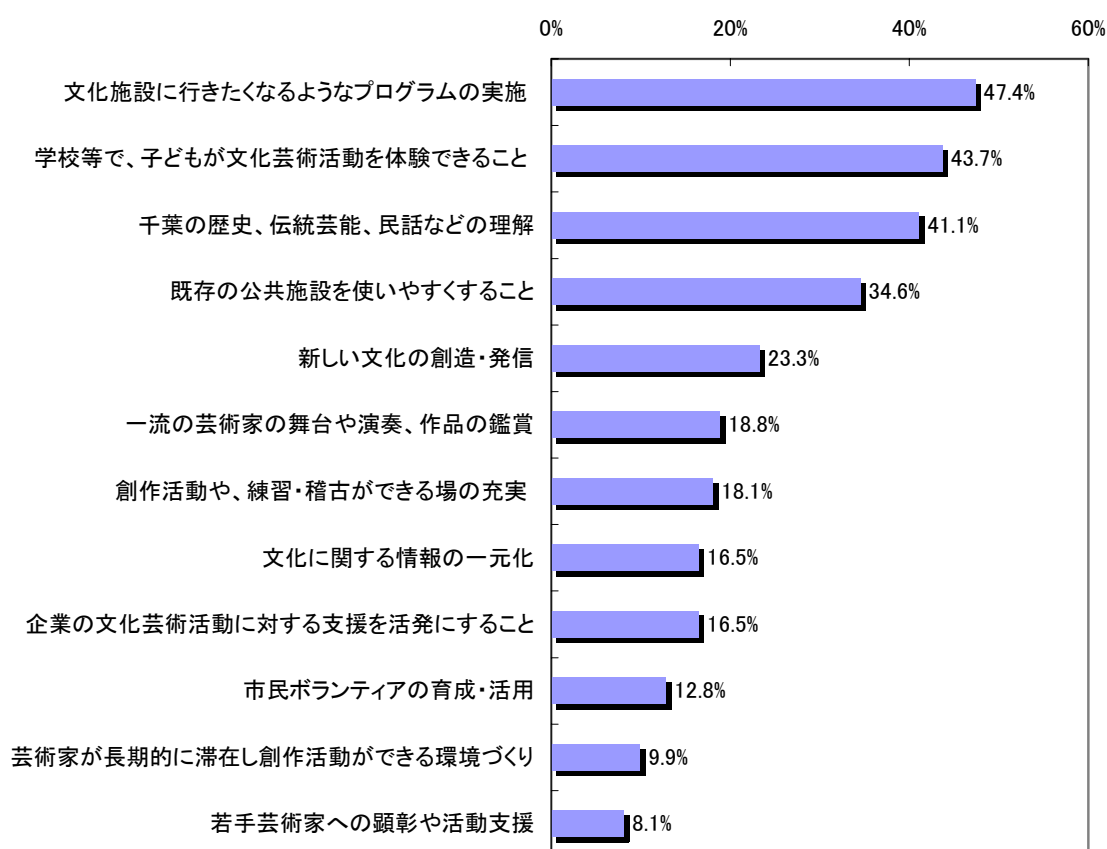
「思う」は 15.4%だった。



Q 3 千葉市の文化芸術を発展させるために重要なことは何だと思いますか
(3つまで選んでください)。

千葉市の文化芸術を発展させるために重要なことを尋ねたところ、「文化施設に行きたくなるようなプログラムの実施」が最も割合が高く 47.4%となった。次いで、「学校等で、子どもが文化芸術活動を体験できること」(43.7%)、「千葉の歴史、伝統芸能、民話などの理解」(41.1%)、「既存の公共施設を使いやすくすること」(34.6%) などとなった。

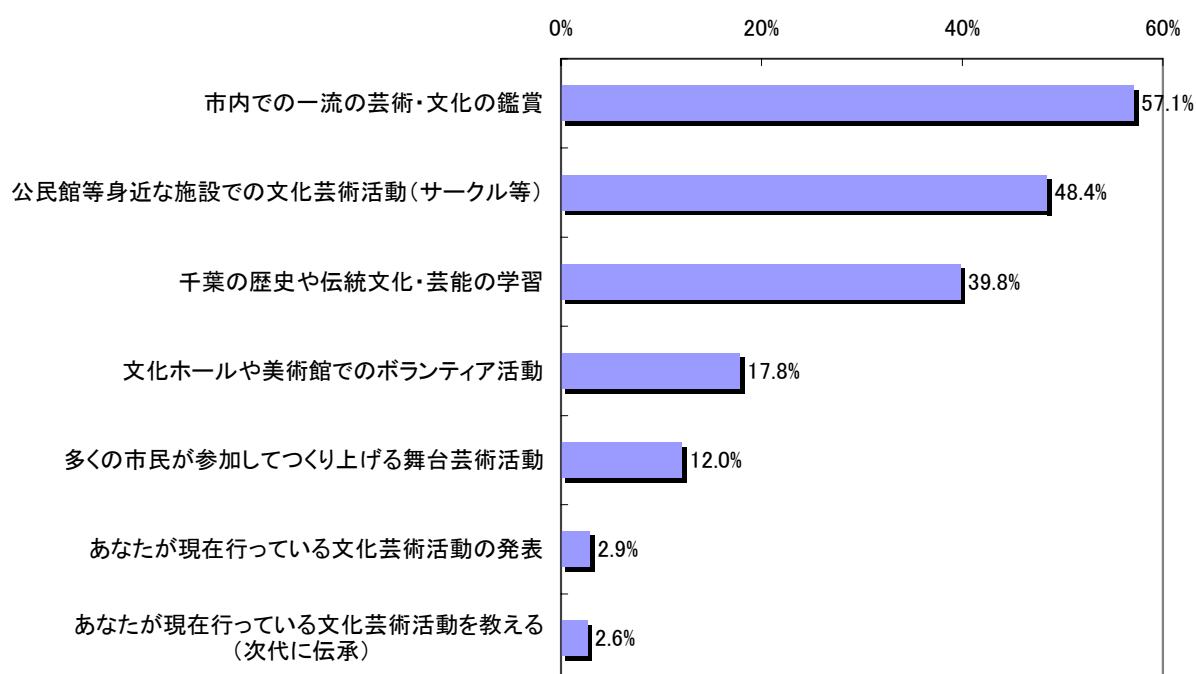
図表 7 文化芸術発展のために重要なこと(n=382)



Q 4 市内で文化芸術活動に参加するとしたら、どのような活動に参加したい
と思いますか(2つまで選んでください)。

参加したい文化芸術活動について尋ねたところ、「市内での一流の芸術・文化の鑑賞」が最も割合が高く 57.1%となった。次いで「公民館等身近な施設での文化芸術活動(サークル等)」(48.4%)、「千葉の歴史や伝統文化・芸能の学習」(39.8%) などとなった。

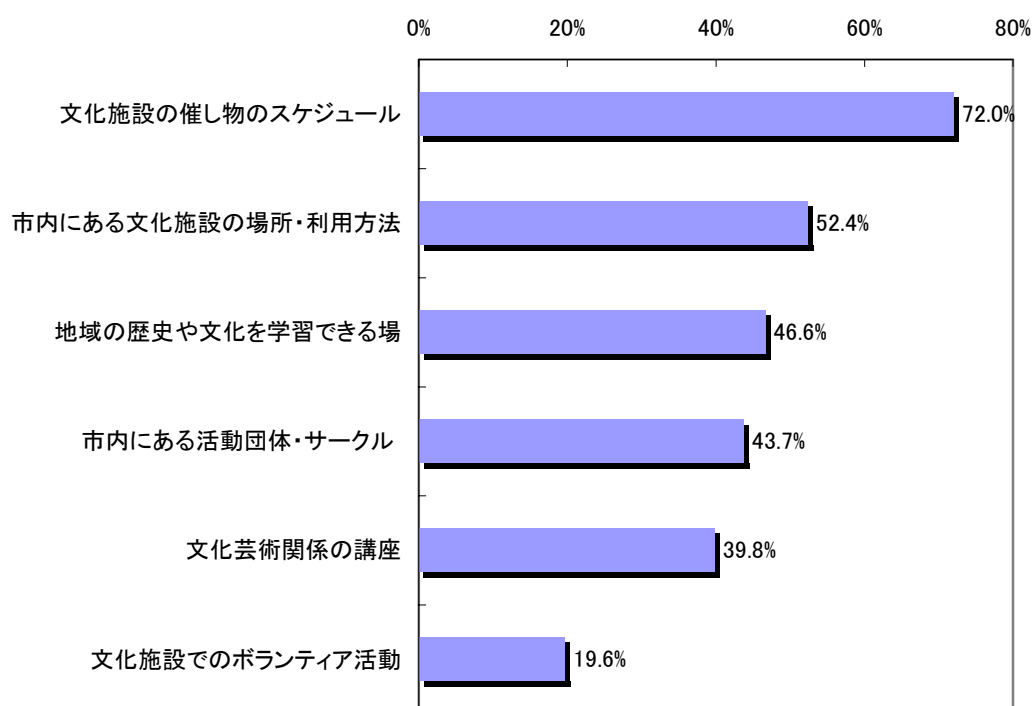
図表 8 参加したい文化芸術活動(n=382)



Q5 文化芸術活動に関する情報について、どのような情報がほしいですか（あてはまるものすべてを選んでください）。

文化芸術活動に関して、ほしい情報について尋ねたところ、「文化施設の催し物のスケジュール」が最も割合が高く 72.0%となった。次いで、「市内にある文化施設の場所・利用方法」（52.4%）、「地域の歴史や文化を学習できる場」（46.6%）、「市内にある活動団体・サークル」（43.7%）などとなった。

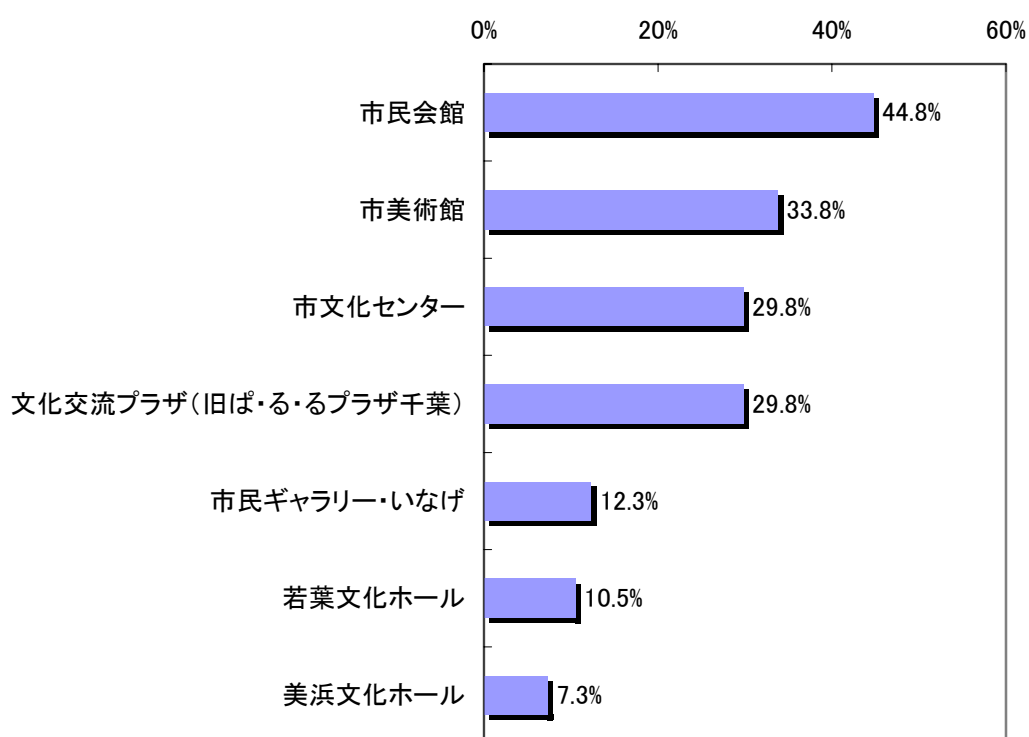
図表 9 文化芸術活動に関してほしい情報（n=382）



Q 6 市の文化施設を過去３年間に利用したことがありますか（あてはまるものすべてを選んでください）。

過去３年間に利用したことのある文化施設を訪ねたところ、「市民会館」が最も割合が高く、44.8%となった。次いで「市美術館」（33.8%）、「市文化センター」（29.8%）、「文化交流プラザ」（29.8%）などとなった。平成 19 年 7 月に開館した「美浜文化ホール」は 7.3%だった。

図表 10 過去３年間に利用したことのある文化施設（n=382）

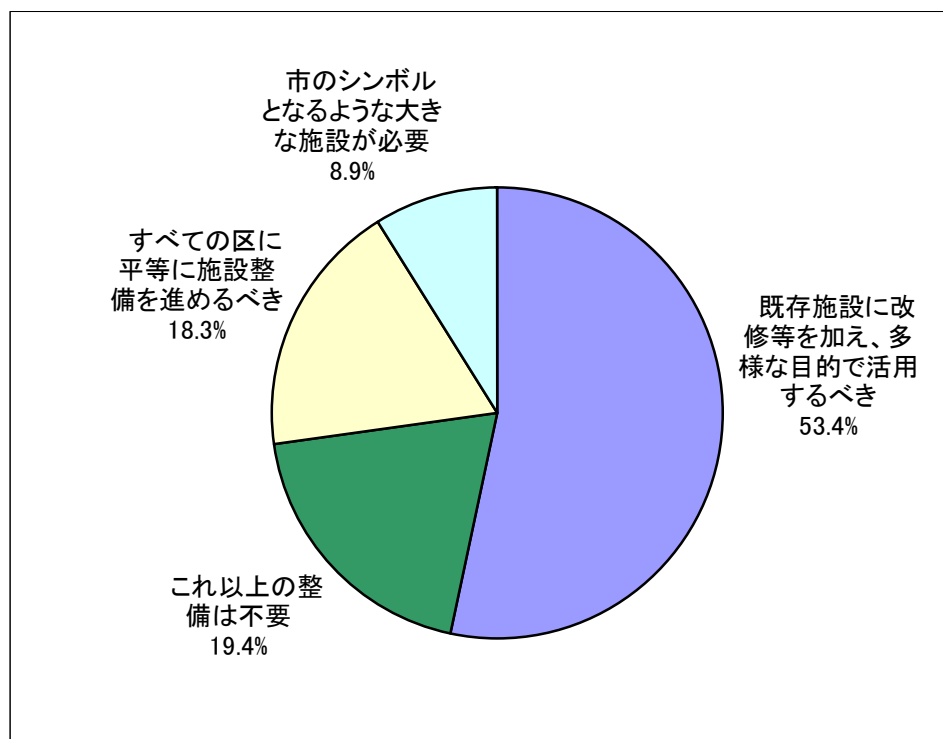


Q7 今後の千葉市の文化施設のありかたについてどのようにお考えですか
(もっともあてはまるものを1つ選んでください)。

千葉市の文化施設のあり方について尋ねたところ、「既存施設に改修等を加え、多様な目的で活用すべき」が最も割合が高く、53.4%と半数を超えた。次いで、「これ以上の整備は不要」(19.4%)と、「すべての区に平等に施設整備を進めるべき」(18.3%)が並んだ。

「市のシンボルとなるような大きな施設が必要」は 8.9%だった。

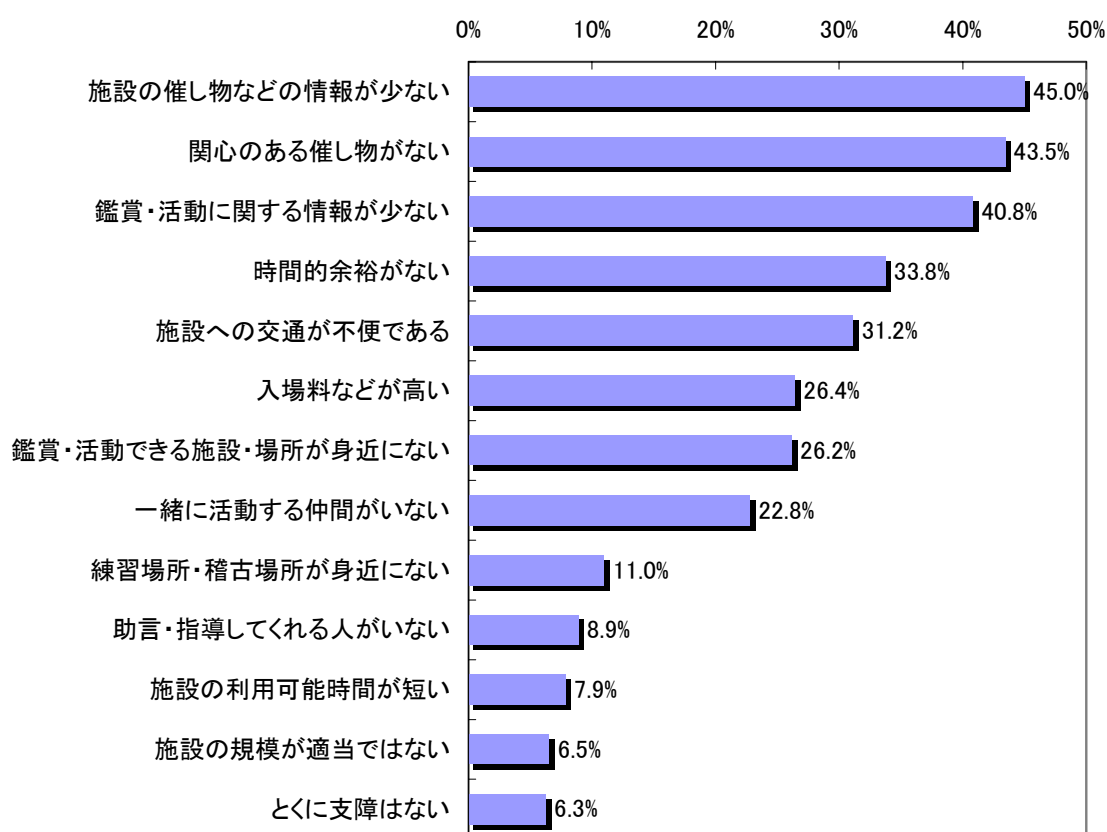
図表 11 文化施設のあり方 (n=382)



Q 8 あなたにとって、芸術文化鑑賞や活動を行ううえで支障となっているものは何ですか（あてはまるものすべてを選んでください）。

芸術文化鑑賞や活動を行ううえでの支障について尋ねたところ、「施設の催し物などの情報が少ない」が最も割合が高く 45.0%となった。次いで、「関心のある催し物がない」（43.5%）、「鑑賞・活動に関する情報が少ない」（40.8%）、「時間的余裕がない」（33.8%）などとなった。

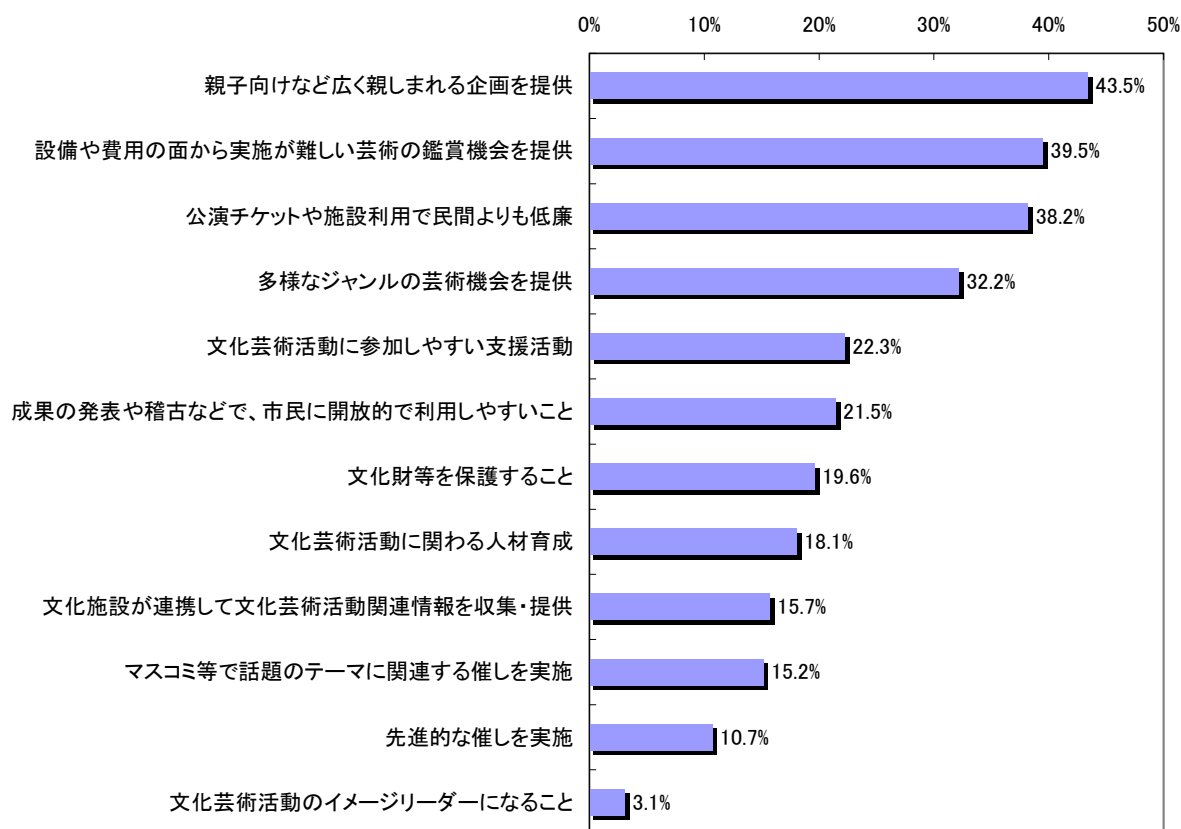
図表 12 芸術文化鑑賞・活動の支障（n=382）



Q 9 公立文化施設の役割として重要だと思うことは何ですか（3つまで選んでください）。

公立文化施設の役割として重要なことを尋ねたところ、「親子向けなど広く親しまれる企画を提供」が最も割合が高く、43.5%となった。次いで、「設備や費用の面から実施が難しい芸術の鑑賞機会を提供」（39.5%）、「公演チケットや施設利用で民間よりも低廉」（38.2%）、「多様なジャンルの芸術機会を提供」（32.2%）などとなった。

図表 13 公立文化施設の役割 (n=382)



3. 策定経緯

年	月	実施内容
平成 18 年		「千葉市文化芸術振興計画策定に係る基礎調査」実施 (千葉市・大学等共同研究)
平成 19 年	6 月	関係課担当者会議
	6 月～ 11 月	文化団体ヒアリング・文化施設ヒアリング等実施
	8 月	第 1 回千葉市文化芸術振興計画策定懇談会
	9 月～ 10 月	計画策定懇談会委員への意見照会
	11 月	第 2 回千葉市文化芸術振興計画策定懇談会
	12 月	インターネットモニターアンケート実施 関係課長会議
平成 20 年	1 月	第 3 回千葉市文化芸術振興計画策定懇談会
	2 月	パブリックコメント実施
	3 月	策定

4. 千葉市文化芸術振興計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、市の文化芸術事業の指針となる千葉市文化芸術振興計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画のより一層の充実を図るため、千葉市文化芸術振興計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、計画の策定に関する次の事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 文化芸術活動の現状と課題に関すること。
- (2) 計画の策定に係る基本方針に関すること。
- (3) 計画の内容に関すること。
- (4) その他計画の策定に関し必要な事項

(委員)

第3条 懇談会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、有識者、関係団体の代表者及び市民団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

2 懇談会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市民局生活文化部文化振興課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成20年3月31日をもってその効力を失う。

5. 千葉市文化芸術振興計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

氏名	役職
神野 真吾 (座 長)	千葉大学教育学部芸術学研究室准教授
小原 規男	千葉商工会議所経営相談部長
佐藤 克明	社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー
早川 恒雄	千葉市文化連盟会長
廣崎 典子	NPOフォーエヴァー副理事長
松村 由利子	ジャーナリスト・歌人

千葉市文化芸術振興計画

平成 20 年 3 月 発行

編集・発行 千葉市市民局生活文化部文化振興課

住所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1

電話 043-245-5262

FAX 043-245-5592

Eメール bunka.CIL@city.chiba.lg.jp